第五号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　自　年　月　日　至　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【事務連絡者氏名】(3)

【住所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(4)　名称（所在地）

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ・ｂ　略］

ｃ　この様式中「募集（売出）債券」、「債券」及び「券面総額」は、振替外債等に係るものを含むものとする。

［(2)～(10)　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令（第九号の四に掲げる用語にあっては、次条第二号ロを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～四の四　略］ 五　信託受益権　次に掲げるものをいう。 イ　内国信託受益権（法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ(2)に掲げる権利に該当するもの及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の十三第八号に掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。） ロ　外国信託受益権（法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ(2)に掲げる権利に該当するもの及び令第二条の十三第九号に掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。） 五の二　内国有価証券投資事業権利等　法第二条第二項第三号及び第五号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ(1)又は(2)に掲げる権利に該当するものをいう。 五の三　外国有価証券投資事業権利等　法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ(2)に掲げる権利に該当するものをいう。	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～四の四　同上］ 五　［同上］ イ　内国信託受益権（法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち法第三条第三号ロに掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。） ロ　外国信託受益権（法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち法第三条第三号ロに掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。） 五の二　内国有価証券投資事業権利等　法第二条第二項第三号及び第五号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ又はロに掲げる権利に該当するものをいう。 五の三　外国有価証券投資事業権利等　法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ又はロに掲げる権利に該当するものをいう。